

## 議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成28年9月1日(木)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午前9時28分
出 席 者	委員長 大橋 昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委 員 福田 淑子 委 員 櫻井 功紀 委 員 我妻 薫  委員外議員 副議長 平吹 俊雄 議 長 吉田 眞悦
欠 席 者	委 員 橋本 四郎
職務のため出席した者の職氏名	総務課長 伊勢 聡 企画財政課長 佐々木 義則  議会事務局長 吉田 泉 " 次長 佐藤 俊幸
協 議 事 項	美里町議会9月会議について 1) 議事について 2) 一般質問の発言順序について 3) 会議の期間及び議事日程について 4) 陳情、要請等
そ の 他	
閉 会	午前12時07分

2号様式 協議の経過

吉田事務局長	<p>おはようございます。          ただいまより議会運営委員会を開会いたします。          委員長お願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>どうもご苦労さんです。先日の台風、大した被害もなく終わったということで大変よかったなと思っているところでございます。9月会議におきましても、大荒れにならないように今日の審議よろしくお願いいたします。          本日の委員会、委員は定足数に達しておりますので委員会は成立いたしております。なお副議長には委員外委員として出席していただいております。橋本委員につきましては体調不良とのことで欠席の申し出があります。          それでは早速、議長からの諮問につきまして始めていきたいと思っております。課長よろしくお願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>あらためましておはようございます。町議会9月会議につきましてどうぞご指導よろしくお願い申し上げます。          説明に入ります前に1点お願いでございます。9月会議におきまして認定第5号、第6号でお願いをいたしてございます下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の決算につきまして、これまでと違い、打ち切り決算等がございますので、そのことにつきまして本日の議会運営委員会でご説明をさせていただきたく資料を準備してきましたので、その資料をまずもってお配りさせていただきたいことと、後ほど、その資料について説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願えればなというふうに思います。</p>
大橋委員長	<p>ただいま総務課長からありましたことにつきまして、資料配付についてよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)          じゃ、そのようをお願いいたします。</p>
福田委員	<p>休憩をお願いします。</p>
大橋委員長	<p>暫時休憩いたします。</p>
	<p>休憩          9:30          再開          9:33</p>
大橋委員長	<p>再開いたします。          議案、行政報告からお願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>それでは済みませんが着座させて始めます。          それでは初めに行政報告からご説明を申し上げます。行政報告につきましては5点でございます。          1点目でございますが、美里町の空間放射線量等の測定結果の行政報告でございます。平成28年6月会議で報告した以降の平成28年6月1日から同年7月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果をご報告申し上げる次第でございます。          2点目でございます。工事請負契約の締結において地方公営企業法第40</p>

	<p>条第 1 項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が 5,000 万円以上の法人請負契約を締結いたしました。この件につきましては平成 28 年度美里町立南郷病院パッケージ型自動消火設備新設工事で入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件つき一般競争入札に付したものでございます。契約、締結状況等につきましては別紙資料のとおりでございますのでよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>3 点目でございます。3 点目も 2 点目と同じでございますが、工事請負契約の締結において地方公営企業法第 40 条第 1 項の規定により議会の議決によることを要しない予定価格が 5,000 万以上の工事請負契約を締結いたしました。この件につきましては平成 28 年度公共下水道第 2 彫堂幹線污水管築造工事で一般競争入札に付したものでございます。契約締結状況等につきましては別紙資料のとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>4 点目でございます。4 点目につきましても 2 点目、3 点目と同じでございますが工事請負契約の締結におきまして地方公営企業法に第 40 条第 1 項の規定により議会の議決によることを要しない予定価格が 5,000 万以上の工事請負契約を締結いたしました。この件につきましては平成 28 年度公共下水道補第 3 小牛田幹線污水管築造工事で一般競争入札にしました。契約締結状況については別紙の資料のとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>5 点目でございます。教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価についてご報告申し上げますのでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において教育委員会は毎年度その権限に属する事務管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出すると共に公表しなければならないと、規定をいたしてございます。点検及び評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされております。美里町の委員会では平成 27 年度事業について点検及び評価を行い併せて学識経験者から構成する美里町教育委員会評価委員会から意見をいただきました。その結果につきまして報告書としてまとめ今年 8 月 29 日に議会へ提出し公表いたしましたところでございます。その件につきまして行政報告するものでございます。行政報告につきましては以上 5 件でございます。</p>
大橋委員長	<p>何かございますか。 よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは続きまして、議長、はい。</p>
吉田議長	<p>今の行政報告というの、一番最後の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価。それを 29 日のお昼前に議長室で私が受け取りました。前に全協でお話した中でいろいろ議員の皆さんから指摘された部分、そういったものをまだ修正してませんということで、製本ということのようでもありますので、あと皆さんに 29 日の日、送付しているということですので、よろしくお願ひします。</p>

	<p>(「前のやつは要らないんだ」の声あり)</p> <p>うん。前のやつは。皆さんに配付したのはこれなんです。そういうことになりますので。</p>
大橋委員長	<p>それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>それでは議案書 1 ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>報告第 11 号でございます。平成 27 年度有限会社南郷ふれあい公社決算について、平成 27 年度の総括及び決算報告書等の関係書類を添えてご報告申し上げるしだいでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>ございませんか。</p>
福田委員	<p>質問できないんですか。</p>
大橋委員長	<p>報告ですからこの部分で。何かございましたら、今のうちにどうぞ。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>副委員長よろしいですか。</p>
藤田副委員長	<p>いいですか。</p> <p>損益計算書の中の、指定管理料なんですけど、5 ページ、6 ページ。その中の管理料が 430 万と私記憶したんですけど、386 万 5,102 円となっているんですけど、この差というのはどういうことかなと思う。</p>
伊勢総務課長	<p>済みません。今、調べますので。</p>
大橋委員長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>休憩</p> <p>9 : 40</p> <p>再開</p> <p>9 : 46</p>
大橋委員長	<p>再開いたします。</p> <p>ただいま副委員長から出された問題につきましては、今、調査中ということでございますので、次に進めて付託したいと思います。</p>
伊勢総務課長	<p>次に議案書 10 ページでございます。報告第 12 号、平成 27 年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率についてご報告申し上げます。</p> <p>平成 27 年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は 11.2%、将来負担比率は 60.6%でございます。</p> <p>以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、ご報告申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 11 ページでございます。報告第 13 号平成 27 年度の公営企業に係</p>

	<p>る特別会計における資金不足比率についてご報告申し上げますのでございます。</p> <p>平成 27 年度の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計における資金不足比率はございません。</p> <p>以上地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定によるご報告申し上げますのでございます。</p> <p>以上です。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>12 ページでございます。議案第 11 号美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>人口の東京への過度な集中を是正し、地方での安定した雇用の創出を通じ地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、地域再生法の一部を改正する法律が平成 27 年 8 月 10 日に施行され、この法律に基づき、宮城県が地域再生計画である富県共創宮城への本社機能移転等の促進プログラムを作成し、平成 27 年 10 月 2 日に内閣総理大臣から認定を受けたところでございます。本社機能の移転及び拡充を推進するため知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、施設または設備を新設し、または増設する場合、地方税法第 6 条第 2 項の規定により固定資産税の不均一課税を行うことができることから、この条例を定めるものでございます。なお、この固定資産税の不均一課税を実施したことに伴う減収分につきましては普通交付税により補填措置されることとなります。</p> <p>本会議におきましては税務課長から詳細ご説明申し上げますのでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>何かございますか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>これはあくまでも、東京からの移転だけですか。(「いや」の声あり)</p> <p>お願いします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>条例のほうの 12 ページのまず、17 条の第 1 項の 1 号に掲げるものが、東京 23 区から本社を移転したものと。それから次の第 2 号については、その他の地域から本社を移転したり、宮城県内に本社があっても、それを拡張した場合についても対象になると。</p>
大橋委員長	<p>それは拡張部分。</p>
佐々木企画財政課長	<p>ええ。ということです。</p>
大橋委員長	<p>移転はあくまでも東京にする。</p>

佐々木企画財政課長	23区、はい、そうです。
大橋委員長	よろしいですか。 （「はい」の声あり） それでは次、お願いいたします。
伊勢総務課長	議案書15ページでございます。議案第12号、美里町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 所得税法等の一部を改正する法律、平成28年法律第15号が平成28年3月31日に公布されました。同法第8条の規定により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律、昭和37年法律第144号の一部が改正され、題名が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等の関する法律に改められたほか、市町村民税の所得割の課税に当たって特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とする規定が定められました。この改正については一部の規定を除き、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなりました。これに伴い、本町においても特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とするため、所要の改正を行うものであります。 本会議におきましては税務課長から詳細ご説明申し上げます。 以上でございます。
大橋委員長	よろしいですか。 ございませんか。 この外国居住者等となっておりますが、題名が、外国居住者については、どの外国の居住者においても、こういったようなことになるということですか。
伊勢総務課長	実際は、台湾の関係の方ということでございます。 台湾は国として認められていないということがございまして、租税条約とあって、こういった規定を設けられないということで、今回このような改正をしたいというようなことのようにございます。
大橋委員長	ということは、その、ここは台湾だけね、台湾に関する部分だけ。
我妻委員	「だけ」ではないでしょ、「等」の中に。
大橋委員長	今の「等」というのが結局、国として認められてないために「等」を付けているわけ。どういうことなの。
我妻委員	外国の該当から外れたの。
大橋委員長	外れるからか。 じゃ、「等」なんの、何なんだ、これ。
櫻井委員	台湾という国は国際法上、存在しない国なんだな。
我妻委員	だから外国ではなくて「等」。
大橋委員長	「等」が入るから。
我妻委員	今の説明、この「等」の説明でしょ。

大橋委員長	今のところ。 だからどこの国も対象となるわけね。
伊勢総務課長	それでは、今、外国人等の「等」ですね、ちょっと調べまして、後ほどご回答申し上げます。
大橋委員長	いや、今の説明で、ああ、そうかと思ったんだけども。
伊勢総務課長	よろしいですか。 こっちは、あの…。
大橋委員長	いや、一応調べてもらって結構。
伊勢総務課長	担当課の説明を聞いた段階では、台湾とのことで今回改正をしたいと。
大橋委員長	はい、わかりました。 もし、あれでしたら、どこを対象としているのか、全てが対象となるのかどうかですね、調べていただきたいと。 我妻委員。
我妻委員	今の説明は、手本となる法律が変わったのは、国際運輸業に係る所得を一般の所得に範囲を広めただけかなというふうに思ったんですが、その前の外国人等、前のやつでも外国人等に入っているんだね。台湾なんかその代表で国に認められてないけども、ここに。
大橋委員長	居住者になっているんだね。
我妻委員	そしたら居住者等に。最初、国際運輸業というふうに限定されているやつを一般の所得に広めたのかなというふうに解釈したけども。その台湾だけという部分、そこの説明になるとまた、ちょっと説明が偏るんでないかなと、心配になりますね。
大橋委員長	漠然とこう出されても、理解し難いところだけども。
我妻委員	台湾だけ強調されたら、台湾以外は入らないのかと、今度言われるから。
大橋委員長	ま、確認。
我妻委員	説明するとき、それでちょっと。
伊勢総務課長	そのときでよろしいですか。
我妻委員	丁寧に説明してもらわないと。
伊勢総務課長	執行部から、今回のことをもっと丁寧に取りあえず説明しなきゃいけないですけどね。
我妻委員	今の台湾だけ強調される説明だとかえって。
大橋委員長	暫時休憩します。 休憩 9:56 再開 9:57.
大橋委員長	それでは再開いたします。 その部分もちょっと調べていただきたいと思います。 それではその次、お願いいたします。
伊勢総務課長	20 ページでございます。議案第 13 号、美里町国民健康保険税条例の一

	<p>部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律、平成 28 年法律第 15 号が平成 28 年 3 月 31 日に公布されました。同法第 8 条の規定により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律、昭和 37 年法律第 144 号の一部が改正され、題名が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に改められたほか、国民健康保険税においては、市町村民税で分離課税される特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとする規定等が設けられました。この改正については、一部の規定を除き公布の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになりました。これに伴い本町においても国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に、町民税で分離課税される特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を含めることとするため所要の改正を行うものでございます。</p> <p>本会議におきましては税務課長から詳細ご説明申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「同じだな、はい」の声あり)</p> <p>特例受けている部分、例えば配当等なんかも含めるという意味でしょ。</p>
我妻委員	<p>所得に含めるということだね。</p>
大橋委員長	<p>ということで、含めた上での判定だということね。</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>23 ページでございます。議案第 14 号、美里町文化会館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>美里町文化会館条例において出されております、文化会館の使用許可の基準、使用者の遵守事項、使用料の減免及び変換の基準等の規定を見直し、照明や音響設備などの設備器具等に関する使用料について所要の改正を行うものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>それでは 27 ページでございます。議案第 15 号、美里町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>主な改正内容といたしましては、現行の地域密着型サービスの基準の中に、新たに地域密着型通所介護に係る基準を追加するものであります。小規模な通所介護事業所の指定及び指導・監督権限が県から町に移行されることとなります。なお小規模な通所介護事業の地域密着型サービスへの移</p>

	<p>行については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、平成 28 年厚生労働省令第 14 号が平成 28 年 4 月 1 日に施行されておりますが、市町村における条例制定については施行から 1 年間の経過措置が設けられており、条例が施行されるまでの間、国で定められた基準が適用されてございます。</p> <p>本会議におきましては健康福祉課長から詳細ご説明申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>これ、あれですか、今まで県が管理したものが市町村に。</p>
伊勢総務課長	<p>そうですね。指導監督権限が町に移行されるということでございます。</p>
大橋委員長	<p>移行されると。</p>
伊勢総務課長	<p>小規模な通所介護事業所の指定及び指導・監督権が県から町に移行されると。</p>
大橋委員長	<p>小規模というのは...、の境は。境というか、小規模と大規模という。</p>
伊勢総務課長	<p>それで、現在は居宅サービスの中に通所介護と療養通所介護、これが定員 9 人以下なんです、これが平成 28 年 4 月 1 日以降、居宅サービスとして、通所介護、これが定員 19 人以上、これが県でございます。それから次に町のほうなんです、地域密着型サービスということで、その中に地域密着型通所介護、定員 18 人以下、それから療養通所介護、定員 9 人以下というふうな形になってございます。</p>
大橋委員長	<p>その辺も口述の中に出てくるのかな。</p>
伊勢総務課長	<p>その予定ではございます。</p>
大橋委員長	<p>全然わからないよね、そういう。</p>
吉田議長	<p>通所 19 人以下。</p>
伊勢総務課長	<p>地域密着型通所介護というのが定員 18 人以下。あと療養通所介護というのが定員 9 人以下。</p>
藤田副委員長	<p>19 というのは県のほうでしょ。</p>
伊勢総務課長	<p>通所介護、定員 19 人以上が県です。</p>
藤田副委員長	<p>指定事業所、町のほうはいくらあるんですか。</p> <p>町の管理。</p>
伊勢総務課長	<p>事業所数でございますが、ちょっとかなり。(「本会議で」の声あり)</p>
大橋委員長	<p>本会議で、じゃ、その部分。</p> <p>ただ、こういうの、これがこうだという、ちょっとした表があるとすぐわかるんだろうけどもね。</p>
藤田副委員長	<p>いいです。</p>
大橋委員長	<p>この中に一覧表あるとね。</p>
我妻委員	<p>町、どんな、関わるかというの、やっぱりね。</p>
櫻井委員	<p>4 月 1 日からやっていたから、それわかるんだよね。</p>
大橋委員長	<p>いや、休憩じゃないですけども。</p>
櫻井委員	<p>休憩したらいい。</p>

大橋委員長	暫時休憩いたします。
	休憩 10:05 再開 10:06
大橋委員長	再開いたします。 長々、この説明の部分というの、大変だなと思うんですが、執行部側から、もしそういったような資料を出してはどうかというような話がござい ますが、いかがいたしますか。出していただけますか。
吉田議長	出してもらって、みんなでちょっと。
福田委員	今。
大橋委員長	そうなんだ。
櫻井委員	そのほう、いいんじゃない。
大橋委員長	こういうものでどうでしょうかという部分でね。 じゃ。
吉田議長	まずここで確認してもらって。
大橋委員長	そうだね。 暫時休憩いたします。
	休憩 10:07 再開 11:14
大橋委員長	再開いたします。 ただいま、企画財政課長からこういったような資料ではどうかというよ うなことで提示されましたが、いかがいたしたらよろしいでしょうか。 この資料を配付してもらおうということでもよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり） それでは配付していただくことにしたいと思います、これは議会初日 でもよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり） それでは初日に、朝ですね。
福田委員	このままではないよね。
大橋委員長	このままでいいですよ。
福田委員	庁議の資料なの。
伊勢総務課長	タイトルは変えます。
吉田議長	それから、一番最後のページ、美里町内にこれに該当する事業所がそれ ぞれ、これ、一番最後の。
藤田副委員長	これでしょ、これ、最後の13というやつ。
櫻井委員	町内の事業所が。 （「わかりやすくもいい」の声あり）

大橋委員長	<p>それでは、議会初日の朝に配付していただきたいと思います。よろしく お願いいたします。 これどうします。 (「回収」の声あり) それでは回収していただきます。 それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>それでは議案第 16 号から 20 号につきましては、企画財政課長からご説明 申し上げます。</p>
大橋委員長	<p>よろしく申し上げます。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案書 48 ページになります。議案第 16 号、平成 28 年度美里町一般会計 補正予算(第 3 号)について説明させていただきます。 まず第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 4,746 万 3 千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100 億 5,411 万 1 千円としております。 詳細については、事項別明細書のほうでご説明させていただきます。 まず歳出、2 款総務費に 7,502 万 3 千円追加しております。まず初めに 旧練牛小学校体育館解体撤去工事請負費 2,972 万 3 千円追加してございま す。こちらは現在使用していない体育館について老朽化が著しいことから、 解体撤去した上で売却を進めていくことで、今回撤去するものでございま す。 それから、次に 2 款でふるさと応援基金積立金 824 万円追加してございま す。こちらは 1 企業、3 個人からふるさと応援寄附金をいただいたものにつ いて基金に積み立てするものです。 次にまちづくり推進費の農村環境改善センター施設管理費に施設管理業 務委託料として 280 万円追加しております。こちらは農村環境改善センタ ーを 10 月から 6 カ月間、施設の管理を業務委託で行うものでございます。 次に、同じく地域活動施設整備支援事業の集会所等修繕等補助金でござ います。76 万 6 千円追加しております。こちらは山の神団地の集会所のト イレを改修するものに対しまして補助金を交付するものでございます。 次に 2 款 2 項徴税費、滞納整理システムデータ連携業務委託料として 2,883 万 6 千円追加をしております。こちらにつきましては、滞納状況を 一括管理して徴収率の向上と債権管理の徹底を図るために既存の各種シス テムと滞納管理システムのデータ連携の構築を行うものでございます。 続きまして、3 款民生費に 1,378 万 6 千円追加いたしました。 1 項社会福祉費の介護保険費に介護ロボット等導入支援事業補助金とし て 146 万 6 千円追加しております。こちらは新規事業といたしまして、資 料を提出させていただいたしております。資料編の 73 ページのほうに資料を載 せております。それにつきましては、国の補助事業を活用しまして 2 つの 介護事業所に対して、ベット見守りシステム及び見守りセンサーの購入に ついて支援するものでございます。 次に 2 項児童福祉費でございます。</p>

他市町保育所委託事業に他市町保育所委託料としまして 448 万 2 千円、負担金として施設型給付費負担金（公立保育所）226 万 4 千円、地域型保育給付費負担金 375 万 3 千円追加しております。まず年度途中で新たに入所した部分について追加しているものでございまして、他市町保育委託料については 3 名、施設型給付費負担金公立保育所については 4 名、地域型保育給付費負担金については 2 名、それぞれ新たな入所に伴っての追加分でございます。

続きまして、4 款衛生費に 279 万 3 千円追加いたしました。

1 項保健衛生費の予防費に定期予防接種業務委託料として 253 万 6 千円追加しております。10 月 1 日から B 型肝炎ワクチンが定期予防接種の扱いになることから、それに対しての経費を追加するものでございます。

次、6 款農林水産業費に 25 万円追加いたしました。

農業費の農業振興費に付加価値創出商品開発支援事業補助金として 10 万円、農地費に後藤江揚水機場整備事業負担金として 15 万円、それぞれ追加しております。

次に 7 款商工費に 360 万円追加しております。

1 項商工費の商工振興費に割増商品券発行事業補助金 300 万円追加しております。こちらにつきましては遠田商工会から要望を受けまして、町内の地域経済活性化のため、涌谷町と連携して 2 割増商品券の発行事業を支援するものであります。

次におんべこ産業まつり実行委員会補助金として 60 万円追加しております。こちらは町内の産業振興につながるよう町、みどりの農業協同組合及び遠田商工会が協力し、おんべこ産業まつりを実施することとしたため実行委員会に対し支援するものでございます。

続きまして、8 款土木費に 155 万 2 千円追加いたしました。

2 項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に道路用地購入費 95 万 1 千円の追加が主なものでございます。

続きまして、9 款消防費に 278 万 5 千円追加いたしました。

こちらにつきましては、1 項消防費の消防施設費に旧消防団小型ポンプ庫解体撤去工事請負費 66 万 5 千円、それから旧消防団消防ホース乾燥塔解体撤去工事請負費 28 万 5 千円追加しております。まず小型ポンプの解体撤去につきましては、現在使用していないポンプ庫、下小牛田のポンプを撤去するものでございます。それからホース乾燥塔につきましても現在使用していない乾燥塔、こちらは北浦の谷地になりますが、こちらの乾燥塔を撤去するものでございます。

次に防災対策費の防災ステーション予定地樹木伐採等業務委託料として 97 万 2 千円追加しております。こちらは、かなり樹木の管理が大変ということで、今回その樹木を伐採するなどの部分の委託料でございます。

続きまして、10 款教育費に 4,767 万 4 千円追加しています。

1 項教育総務費の事務局費に会議録調整業務委託料として 207 万 4 千円追加しております。こちらは学校の再編について、集落 P T A 等に対して

	<p>の説明会等の会議録の調整業務委託料でございます。</p> <p>次に、3項中学校費に学校再編に向けた施設整備事業費検討比較調査業務委託料として1,458万円追加しております。こちらにつきましては中学校再編に当たり、既存の校舎を利用するか、または校舎を新築するか、今後の施設整備費を比較検討するための調査を委託するものでございます。</p> <p>6項保健体育費に多目的プール滑り台等撤去工事請負費として2,719万5千円を追加しております。現在使用していない多目的プールの滑り台について撤去工事をするものであります。これによりまして12月から3月末までスイミングセンターについては休館になるということでございます。</p> <p>次に収入について申し上げます。</p> <p>収入につきましては13款国庫支出金の国庫補助金に地域介護、福祉空間整備推進交付金として146万6千円追加しております。先ほど歳出で説明しました介護ロボットに関する補助金でございます。</p> <p>それから16款寄附金にふるさと応援寄附金として824万円追加しております。</p> <p>次17款繰入金として特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金として579万4千円追加しております。こちらは平成27年度の介護保険の精算が完了したため、それに伴う一般会計の繰り出し部分を過年度分の精算を行ったものでございます。</p> <p>17繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金として7,451万1千円を追加しております。</p> <p>次に18款繰越金としまして3,178万5千円繰越金を追加しております。</p> <p>それから19款諸収入の雑入に施設管理賠償責任・補償保険金として15万円追加しております。こちらは平成28年2月7日に町営北浦第3住宅で電力引き込み線が接続されている住宅のブレーカーの劣化によって居住者の部屋へ過大な電流が流れたことによりまして家電製品を破損させてしまった部分の損害賠償保険金の支払いを受けたものでございます。</p> <p>次に20款町債の1項町債に一般事業債(除却事業分)として2,220万追加いたしました。これは旧練牛小学校の体育館解体撤去工事一部に充てるものでございます。なお、この地方債については元利償還に係る交付税の処置はありません。</p> <p>次に予算本文第2条債務負担行為の補正につきましては、文化会館の指定管理料につきまして追加するものであります。</p> <p>予算本文第3条地方債の補正につきましては一般事業債(除去事業分)について新たに追加するものでございます。</p> <p>一般会計については以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>何かございますか。</p> <p>よろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案書76ページ、議案第17号平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。予算本文第1条、歳入歳</p>

	<p>出予算の総額に歳入歳出それぞれ 736 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 34 億 6,820 万 5 千円とするものでございます。</p> <p>今回の補正の主なものにつきましては、国民健康保険税の遡及喪失世帯への還付金及び平成 27 年度の医療給付費交付金の確定に伴っての精算返還金の追加であります。</p> <p>詳しい内容については事項別明細書で説明申し上げます。</p> <p>初めに 3 款の後期高齢者支援金に 23 万円、4 款前期高齢者納付金に 7 万 8 千円、6 款介護納付金 44 万 7 千円それぞれ追加いたしました。これは平成 28 年度の負担金概算額が確定したことによるものでございます。</p> <p>11 款諸支出金に 661 万 3 千円追加いたしました。償還金及び還付加算金の一般被保険者保険税還付金に過年度に遡及した資格異動があったことにより、一般被保険者保険税還付金 417 万 5 千円、償還金に平成 27 年度の療養給付費交付金確定による療養給付費交付金返還金 243 万 8 千円それぞれ追加したものでございます。</p> <p>次に歳入でございます。</p> <p>5 款前期高齢者交付金に 10 万 7 千円追加いたしました。</p> <p>10 款繰越金に 726 万 1 千円円追加いたしました。</p> <p>1 項繰越金の療養給付費等交付金繰越金に 243 万 7 千円、その他繰越金に 482 万 4 千円それぞれ追加いたしました。</p> <p>国民健康保険の補正予算については以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案書 88 ページ、議案第 18 号平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。</p> <p>予算本文、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 3,073 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 24 億 3,918 万 9 千円としております。</p> <p>詳細については事項別明細書のほうでご説明いたします。</p> <p>初めに歳出について申し上げます。</p> <p>6 款諸支出金に 3,073 万 2 千円追加いたしました。</p> <p>1 項還付金、還付加算金に平成 27 年度精算により国庫支出金等過年度返還金として 2,493 万 7 千円、2 項繰出金の他会計繰出金に一般会計繰出金 579 万 5 千円それぞれ追加しております。</p> <p>次に歳入でございます。</p> <p>7 款繰入金に 1,128 万 1 千円追加いたしました。</p> <p>2 項の介護給付費準備基金繰入金に 1,128 万 1 千円追加しております。</p> <p>8 款繰越金に 1,945 万 1 千円追加をしたものでございます。</p> <p>以上介護保険の補正予算の内容でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案書 100 ページ、議案第 19 号平成 28 年度美里町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。</p>

	<p>今回の補正については収益的支出であります。</p> <p>初めに2条予算第3条に定めた収益的収支の支出について、1款水道事業費用に38万9千円追加いたしました。</p> <p>1項営業費用の1目原水及び浄水費に修繕費として26万5千円、5目総係費に委託料として12万4千円それぞれ追加したものでございます。これにより収益的支出合計を7億5,348万5千円といたしております。</p> <p>以上が水道事業会計の補正予算の内容でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>じゃ、105ページ、議案第20号平成28年度美里町下水道事業会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。</p> <p>今回の補正は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、他会計からの補助金についてであります。</p> <p>初めに第2条予算第3条に定めた収益的収支の収入についてです。</p> <p>1款公共下水道事業収益に11万8千円追加いたしました。2項営業外収益3目他会計補助金に11万8千円追加いたしました。これにより収益的収入を10億1,312万5千円といたしております。</p> <p>次に収益的支出について申し上げます。</p> <p>1款公共下水道事業費用に11万8千円追加いたしました。1項営業費用7目総係費に11万8千円追加しております。これは収納取扱金融機関への口座振り込み依頼等のファームバンキングサービスにつながるソフトウェアの購入及び専用回線敷設業の追加でございます。これにより収益的支出合計を10億1,532万6千円といたしております。</p> <p>次に3条予算第4条の資本的収支の収入について申し上げます。</p> <p>公共下水道事業資本的収入に450万追加いたしました。1項1目の企業債に450万追加いたしました。これは下水処理施設建設改良費の財源として公共下水道事業債を追加するものでございます。これにより資本的収入合計を8億5,544万1千円といたしております。</p> <p>次に資本的収支の支出について申し上げます。</p> <p>1款公共下水道事業資本的支出に453万6千円追加いたしております。</p> <p>1項建設改良費4目雨水処理施設建設改良費に453万6千円追加いたしました。これは蜂谷森下水ポンプ場でございます。</p> <p>資本的支出合計を9億8,759万円といたしております。</p> <p>なお資本的収入が資本的支出に対する不足額1億3,214万9千円の補填財源として当年度分損益勘定留保資金を184万6千円に補正しております。</p> <p>予算第6条の企業債、予算第10条の他会計からの補助金についてもあわせて補正するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>ございませんか。</p>

	<p>それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>それでは議案書 119 ページでございます。議案第 21 号、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>平成 28 年 10 月 10 日から富谷町が市制施行し名称を富谷市に変更すること及びそれに関連して富谷町を構成団体とする「吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合」が名称を「吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村組合」に変更することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約に規定する構成団体の変更が必要であります。当該規約を変更することの協議については地方自治法第 252 条の 7 第 2 項に規定する協議でありますことから、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>以上であります。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 121 ページでございます。議案第 22 号、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>平成 28 年 10 月 10 日から富谷市が市制施行し名称を富谷市に変更すること及びそれに関連して富谷町を構成団体とする「吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合」が名称を「吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村組合」に変更することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約に規定する構成団体の変更が必要であります。当該規約を変更することの協議については地方自治法第 252 条の 7 第 2 項に規定する協議でありますことから、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>（「はい」の声あり）</p> <p>次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 123 ページでございます。議案第 23 号、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>平成 28 年 10 月 10 日から富谷市が市制施行し名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約で規定する構成団体の変更が必要であります。当該規約を変更することの協議につきましては地方自治法第 286 条第 1 項に規定する協議でありますことから同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>それでは次、ずっと富谷町関係。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 125 ページでございます。議案第 24 号、宮城県市町村職員退職手</p>

	<p>当組合理約の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>平成 28 年 10 月 10 日から富谷町が市制施行し名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約別表第 1 に規定する構成団体及び別表第 2 に規定する議員の選挙区の変更が必要であります。当該規約を変更することの協議につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項に規定する協議でありますことから同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>以上であります。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>それじゃ、次、お願いします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 127 ページでございます。議案第 25 号、宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>平成 28 年 10 月 10 日から富谷町が市制施行し名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村自治振興センター規約に規定する事務所の位置の変更が必要であります。当該規約を変更することの協議につきましては、地方自治法第 286 条第 2 項に規定する協議でありますことから、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>以上であります。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。(「はい」の声あり)</p>
伊勢総務課長	<p>次に議案書 129 ページでございます。議案第 26 号、平成 27 年度美里町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。</p> <p>平成 27 年度美里町水道事業会計に伴う未処分利益剰余金処分を地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年度美里町水道事業会計決算書 9 ページの剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて平成 27 年度美里町水道事業会計決算を同法第 30 条第 4 項の規定に基づき認定に付すものであります。</p> <p>以上が議案の説明でございます。</p> <p>以上であります。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>以上ですね。</p>
伊勢総務課長	<p>それではここで、会議の初めのほうにお配りさせていただきました平成 27 年度の公共下水道事業特別会計決算及び平成 27 年度の農業集落排水事業特別会計決算に関する資料のご説明させていただきたいのですが、よろしく願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>美里町公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から地方公営企業法が適用されたことに伴いまして平成 28 年 3 月 31 日をもって打ち切り決算としております。</p> <p>このことにより平成 27 年度予算のうち平成 28 年 4 月及び平成 28 年 5 月に収入及び支払いをした金額が平成 27 年度決算に反映されておりません。</p>

	<p>そのため前年度に比べて多額の収入の不足、未払いを計上しており、公共下水道事業特別会計においては、歳入歳出差し引きに不足を生じた決算となっております。</p> <p>なお、この公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計につきましては、債権債務に係る未収金及び未払い金は地方公営企業法施行令第4条第5項に規定に基づき、平成28年度の美里町下水道事業会計へ引き継ぐところでございます。</p> <p>今回、決算認定に当たりまして、下水道課において別紙資料を作成しております。資料の内容につきましては、打ち切り決算をした、決算書と同じ内容が資料の右側にごさいます。その後、4月、5月にそれらの入金、さらには支出したのものについて右側に表記してございまして、仮に出納閉鎖期間があった場合を想定した形での、収支を掲載した資料ということになっております。</p> <p>まず資料の3ページ目から、こっちは公共下水道事業特別会計の収入、次のページの4ページについては、出納整理ではないんですが、出納閉鎖期間がある場合に、平成27年度の収入とすべきものということで、公営企業法により、こちらについては、28年度補正予算で計上した部分でございますが、その部分も一応、資料として上げさせていただいております。</p> <p>5ページ目が公共下水道の歳出と、5ページ、6ページ目ですね。その6ページ目の下のほうに打ち切り決算による歳入歳出決算に出納整理期間に相当する金額の収入支出を含めた金額を掲載させていただいているところです。次の7ページ、8ページについては、同じように農業集落排水事業特別会計の収入支出について同じように5月まで入金した部分も含めた形での収入支出合計を出させていただいた資料です。</p> <p>これらの資料を議員の皆様へ決算認定の資料として提出したほうがよいか、協議をいただきたいというところであります。</p>
大橋委員長	この資料について、いかがいたしたらよろしいでしょうか。説明と言ったって、その程度ですよ。
佐々木企画財政課長	そうです。
大橋委員長	当然資料は配らなくてはならない部分だとは思いますが、我妻委員。
我妻委員	この金額、この決算のほうには入っていないということね。
佐々木企画財政課長	当然、打ち切り決算ですので。
我妻委員	企業会計のほうに移行しているということでしょう。
佐々木企画財政課長	はい、そうです。
我妻委員	公営企業会計のほうに移行して、28年度のほうに。
佐々木企画財政課長	28年度のほうに移行している。

我妻委員	移行しているよね。この決算書のほうでは、これは反映されていない。これが抜けた分で、ま、よしとなっていること。それ分かる意味でも、やっぱり資料は。
大橋委員長	資料配付、今の説明してもらわないとならない部分だね。
我妻委員	本来 27 年度で処理すべき金額が、ここでは含まれてないのがありますよと。そういうことはやっぱり一応、理解してもらう必要はあるわけです。
大橋委員長	いかがいたしますか。 議長、この部分についての時間というのは、今日は取れないというのね。
吉田議長	結局、打ち切り決算の説明だと思うんだけど、金額がこういったものの、それが 28 年度に反映されていきます、入りますよということで。逆にあれじゃないか、課長さんたちが詳細説明するときでもいいんじゃないか。
大橋委員長	それでも十分だね。
吉田議長	この資料は出すと、とにかく。
大橋委員長	資料はね。
吉田議長	この件については初めてのケースで、どうせ今回だけだから。来年から回っていくから。だから、課長さん方で詳細説明の中で、それぞれの担当課になったときにでも。わかるんじゃないの。
大橋委員長	ま、所管できちっと受けて。
吉田議長	ただ、これではあくまで、所管ということだ。付託されている関係もあるけれども、これ全議員の皆さんに知ってもらわないとないから、とにかく全体の中で話を。分科会に出すわけにいかないから。そういう形でいいんじゃないかなと私は思うんだけど。 ちょっと皆さんに諮ってみて。
大橋委員長	それでは、この部分の説明については担当課長の詳細説明ということでよろしいですか。 （「はい」の声あり） この資料についてはいかがいたしますか。 我妻委員。
我妻委員	今日、配付したほうが良いと思います。
大橋委員長	今日。
伊勢総務課長	初日の朝でよろしいでしょうか。
我妻委員	初日でも。
大橋委員長	初日でもいいか。大丈夫だな。 それでは議会初日の朝に配付お願いいたします。 俺たちはいいのかな。
櫻井委員	貰っていていいの。
我妻委員	回収。
大橋委員長	どうします。 （「タイトル」の声あり）

	<p>ああ、そうか、では回収。 では、配られた資料については回収するということをお願いいたします。</p>
伊勢総務課長	先ほどの答えですが、よろしいですか。
大橋委員長	はい、お願いします。
伊勢総務課長	<p>それでは、後にお答えするという件につきまして調べましたので、ここでご報告申し上げます。 初めにご報告第 11 号の指定管理料について企画財政課長から説明申し上げます。</p>
大橋委員長	お願いします。
佐々木企画財政課長	<p>それでは議案書の 5 ページの指定管理料でございます。こちらの指定管理料は、決算書の指定管理料の決算額が 430 万 7 千円ということになっております。こちらの 7 ページの指定管理料が 386 万 5,102 円ということで、その差額が 44 万 1,898 円になるわけなんですけど、この差額の部分は平成 27 年度中に指定管理料の 26 年度分の精算金が発生しております。その部分を 26 年度の指定管理料の精算金を差し引いた金額をここに掲載しているということで、28 年度の決算額と指定管理料の差が 44 万ほど、支払いしているという内容でございます。</p>
櫻井委員	では戻したということ。
佐々木企画財政課長	<p>はい。 その戻したの、相殺したやつをそういう、決算書に上げている。</p>
吉田議長	土田畑には 430 万 7 千円はお支払いしたと、決算書。そこから 26 年度分の精算分でね、44 万なにかし返してきましたと。
佐々木企画財政課長	ということです。
藤田副委員長	すると、その差額で 150 万だけれども、それで揃って 100 万ちょっとくらいの赤字だということですか。
大橋委員長	いや、赤字は同じだよ。
佐々木企画財政課長	同じようなものです。
藤田副委員長	同じですか。
吉田議長	<p>差し引いて 150 万損失が出てくる。 （「休憩」の声あり）</p>
大橋委員長	暫時休憩いたします。
	<p>休憩 11：16 再開 11：19</p>
大橋委員長	再開いたします。
伊勢総務課長	<p>それでもう 1 点でございますが、議案第 12 号、13 号関連で、現時点で想定される国なんですけど、ま、台湾ということです。ただし、現時点の話</p>

	でありまして、今後ふえる可能性がありまして、それは政令で定める形に法律でなっているということでございます。
大橋委員長	今回は台湾を想定しているということね。
伊勢総務課長	そうですね。
櫻井委員	委員長、「など」というのは台湾ということですか。
伊勢総務課長	それで、その「など」につきましては、ちょっともう少し詳細に調べまして、本会議まで税務課長から詳しく、大変申し訳ないですけども。
我妻委員	ただ、さっき言ったように台湾、想定されているというけれど、そうすると逆に質問されてね、それで、ほかの国から来ている人たちは、これ対象にならないんですか、その違いはどうなんですかと聞かれたら。 それを後で政令でというふうに。だってその台湾というの、別に特定していないから。特定していないのに一般的に捉えるの、外国居住者といったらほかの国の人たち、みんな含むわけだから。
伊勢総務課長	実態はそういうことです、という部分。
我妻委員	台湾以外の人たちは政令で、これこそおかしいですね。法律そのものもおかしい。
大橋委員長	暫時休憩します。
	休憩 11:19 再開 11:30
大橋委員長	再開いたします。 さっきの12条12号、13号の関係については、なお詳細についてお調べいただきたいと思います。 全体を通して何か、課長さん方にございましたら。 よろしいですか。 それでは課長さん方、ご苦労さまでした。 これより暫時休憩いたします。
	休憩 11:30 再開 11:31
大橋委員長	再開いたします。 「一般質問の発言順序について」を行いたいと思います。 それでは副委員長、お願いいたします。

吉田事務局長	<p>では、受け付け順に抽せんを行います。 最初に 4 番柳田政喜議員。 (「7 番」の声あり) 7 番です。 次に 14 番前原吉宏議員。 (「6 番」の声あり) 6 番です。 10 番橋本四郎議員。 (「8 番」の声あり) 9 番鈴木宏通議員。 (「2 番」の声あり) 2 番です。 13 番佐野善弘議員。 (「1 番」の声あり) 1 番です。 8 番我妻薫議員。 (「4 番」の声あり) 4 番です。 12 番山岸三男議員。 (「3 番」の声あり) 3 番です。 2 番福田淑子議員。 5 番です。 じゃ、順番申し上げます。 1 番目、佐野善弘議員。2 番目、鈴木宏通議員。3 番目、山岸三男議員。 4 番目、我妻薫議員。5 番目、福田淑子議員。6 番目、前原吉宏議員。7 番目、柳田政喜議員。8 番目、橋本四郎議員です。 以上です。</p>
大橋委員長	<p>ご苦労さまでした。 続きまして「会議の期間及び議事日程について」を協議いたしたいと思います。 表が出ております。第 1 日目、一般質問。 議長、これは何人。</p>
吉田議長	先に、だからね、早く終わるとは思いますが、半分ずつ。
大橋委員長	4、4 ですね。
吉田議長	4、4 で。
大橋委員長	はい。4、4 ね。
吉田議長	3 日目から議案審議。
大橋委員長	福田委員。
福田委員	9 月 26 日が分科会のまとめなんですね。これ 4 時までとなっているの

	で、次の日に分科会のまとめ、特別委員会の審査報告をするというのは大変きついです。なので1日猶予いただきたいと思いますので、28日に。
大橋委員長	福田委員が言うのは、そうすると、9月27日を休会にしてという意味ですか。
福田委員	はい。
吉田議長	逆に詰められないのか。
大橋委員長	詰められないのかとっていた、今。
吉田議長	8、9で町長の決算の提案理由まで。 (「行かない」の声あり) この中身見たら、あれじゃないですか。
大橋委員長	終わるだろうな。
吉田議長	うん。前半は報告だろうし、後は議案。そしてあと後半は特別会計のやつ終われば、補正が終われば富谷の関係だけでしょ。
吉田事務局長	詰められるとは思うんですね。
福田委員	休憩したほうがいいんじゃない。
大橋委員長	暫時休憩します。
	休憩 11:36 再開 11:59
大橋委員長	それでは再開いたします。 続きまして陳情、要請について、陳情書がまいっております。 いかがいたしましょうか。 これ県のほうでも、中学校までというの。
櫻井議員	決まったんだよ。
我妻議員	いやいや、就学前の。
大橋委員長	今はなんだけど、何だっけ、どこかで出しているんだか。(「仙台市」の声あり) 仙台市か。
吉田議長	いや違う、県はそこまで考えてないから、就学前まで。
大橋委員長	そうですか。仙台市か、中学校まで。 いかがいたしますか。 教育民生のほうに協議をお願いすることにいたしますか。 (「はい」の声あり) よろしいですか、それで。(「はい」の声あり)
吉田議長	いつものとおり、ちょっと内容見て相談していただいて、様子を見るか、出すかという部分をお願いしたいと思います。
大橋委員長	福田委員長、よろしいですね。
福田委員	はい。
大橋委員長	じゃ、そのようにしたいと思います。

	<p>続きまして、その他でございますが、議運の所管調査の関係で、10月の12、13日で決定でございます。局長のほうに宿、その他を手配していただいておりますが、議運の皆様の部屋割り等の手配がございますので、参加の状況を取りまとめたいと思いますが、皆さん、よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
櫻井委員	12、13。
大橋委員長	12、13です。 よろしいですか。
櫻井委員	箱根か。
大橋委員長	<p>箱根町です。前に資料をお渡ししたと思いますが。</p> <p>それでは、ここのメンバーは全員いいということによろしいんですね。橋本委員には、あと電話連絡しまして、今日のうちに何とか回答をもらいたいと思います。</p> <p>その他ございますか。</p> <p>局長のほうから。</p>
福田委員	ちょっと、今の。
大橋委員長	福田委員。
福田委員	箱根町の視察なんですけれども、随行する職員は。
大橋委員長	1人と。
福田委員	次長と局長と2人では担当しているんですけども。
大橋委員長	<p>この件につきまして、議長とも相談した結果、1人ということになりました。よろしいですか。</p> <p>詳細につきましてはあと、議長のほうにお聞きいただきまして。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>福田委員。</p>
福田委員	2人、いつも議運に関しては職員2人で担当していただいているので、その辺、2人随行は難しいということですか。
大橋委員長	<p>ま、そういうことです。</p> <p>櫻井委員。</p>
櫻井委員	前年はどうだった。
大橋委員長	前年は1人です。局長です。
櫻井委員	その前も1人でしょ。
大橋委員長	<p>そうですね。</p> <p>常任委員会に2人付いて行ったことはございます。</p>
櫻井委員	いいんじゃないですか、1人で、例年どおりで。
福田委員	わかりました。
大橋委員長	<p>ほかにございますか、この件に関して。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>

	それでは局長のほうから。
吉田事務局長	議員派遣の件についてですが、今回2件ございます。 1件目ですが、県北地方町議会議長会主催の第9回県北地方町議会議員研修会、交流会ですね、女川町で開催されるものでございます。10月14日、こちらが1件、あと大崎地域広域行政事務組合主催の大崎地域市町議会議員交流会議、これ本年も12月の2日の開催予定になっております。 以上、2件であります。
大橋委員長	ほかにはございませんか。
吉田事務局長	あと、こちらに委員派遣報告書、今回、お手元のほうに配付されているかと思いますが、こちらの配付のタイミングは初日の朝ということでよろしいですね。
大橋委員長	はい。 よろしいですね。（「はい」の声あり）
櫻井委員	確認したらいい。
大橋委員長	いや、まだ。
吉田事務局長	先ほどの資料関係ですね、それも併せて、初日の朝ということでよろしくお願いしたいと思います。
大橋委員長	そのほかの部分でほかになにかございませんか、皆さんのほうから。 よろしいですか。（「はい」の声あり） それでは会議の期間及び議事日程調整していただいた分、出していたきましたが、ご覧いただきたいと思います。
吉田議長	これ、分科会の日程聞かないと。どうするの。
我妻委員	分科会のほう直さなくちゃない。
大橋委員長	これに合わせてということでもいいだろう。
福田委員	9月21日現調で終わりなの、そうすると。 ああ、午後からか。
大橋委員長	よろしいですか。
我妻委員	はい、いいですね。 あと分科会のほうはこれに合わせて。
大橋委員長	合わせて作成していただくということで、お願いしたいと思います。 それでは。
福田委員	26。
大橋委員長	26で。
櫻井委員	1日詰まったのさ。
大橋委員長	それで会議の期間は9月6日から26日までとしたいと思います、よろしいですか。 （「はい」の声あり） 21日間になります。 それでは、この会議の期間及び審議の予定表に合わせて分科会の日程も

	<p>作成していただきたいと思います。          ほかにございますか。          よろしいですか。(「はい」の声あり)          それでは副委員長、お願いいたします。</p>
藤田副委員長	<p>大変ご苦労さまでございました。          審査について、行政報告5件、報告3件、議案が16件、認定7件ということ          ことで審査をいただきました。会期については、今、委員長が申し上げた          とおりでございます。26日、月曜日ということに決定いたしました。          あとは議員派遣の件、今、言われたとおり確認を取りました。          大変忙しい時間でありましたけれども、これで9月会議の議運の一切を          終わりたいと思います。          大変ご苦労さまでした。</p>
	閉会

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会  
 委員長